

広島県告示第二百六十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定によつて、平成二十七年
 七年度地籍調査事業計画（平成二十六年補正予算本省繰越分）を次のとおり定めた。

平成二十七年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地籍調査本体事業

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
広島市	湯来町大字麦谷の一部	交付決定の日、 平成二八年三月三十一日
三次市	作木町下作木の一部	交付決定の日、 平成二八年三月三十一日
廿日市市	津田字別府・小更・大迫尻山の一部、津田字小更・道秀原の一部	交付決定の日、 平成二八年三月三十一日

二 数値情報化事業

数値情報化を行う者の名称	数値情報化を行う地域	数値情報化を行う期間
廿日市市	津田字別府・小更・大迫尻山の一部	交付決定の日、 平成二八年三月三十一日